

北広監査第72号
令和5年3月20日

北広島市長 上野正三様

北広島市監査委員 川村 豊
北広島市監査委員 大迫 彰

定例監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記部局の令和4年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査実施部局

- 1 事務関係
 - (1) 市民環境部
 - (2) 保健福祉部
 - (3) 建設部
 - (4) 教育部

令和4年度 定例監査報告書（後期分）

1 監査の期間

令和5年1月12日から令和5年2月1日

2 監査の対象

市民環境部、保健福祉部、建設部、教育部

市内小中学校（双葉小学校、西の里小学校、広葉中学校、大曲中学校）

3 監査の内容

(1) 監査の範囲

- ① 令和4年4月1日から令和4年11月30日までに執行された収入事務、支出事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務。
- ② 令和3年度定例監査実施対象期間後に執行された収入事務、支出事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務。

(2) 監査の着眼点等

財務に関する事務の執行及び経営に関する事務の管理が、関係法令等、予算等に基づき適正に執行されているかを着眼点とし、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

(3) 監査の方法

監査に当たっては、事前に提出された事務事業調書に基づき諸帳簿等の関係書類を収集し、関係法令、条例、規則等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて関係書類の確認、照合等の監査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなど、北広島市監査基準に準拠して実施した。

4 監査の結果

監査の結果について、「建設部」において、以下に指摘する地方自治法に違反する事案があった。

【指摘事項】

長期継続契約による委託業務契約の予算執行において、予算を超過した入札執行事務や契約締結等が行われていた事案があった。この行為は地方自治法第232条の3の規定に違反する行為である。

担当職員（担当課）は予算執行にあたり、予算額の確認は必要最低限の事務であり、これを怠った今回の事案はあってはならないものである。今後、適正な事務の執行に努められたい。

《土木事務所》

また、部局別監査結果については、全般的に概ね適正に執行されていると認められたが、一部において、適正に執行されていない事案が見受けられたことから、令和5年3月13日に実施した所管部局への監査結果の講評において、記載のとおり部・局長宛てに指摘事項を文書で通知するとともに、指摘内容を説明し、改善措置を促した。なお、簡易な指摘事項については、講評時及び監査実施日の過程等において口頭等で指導を行っているため本報告では省略するが、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

部局別監査結果は以下のとおりである。

市民環境部

(市民課、環境課(霊園会計含む)、市民参加・住宅施策課、西部出張所、大曲出張所、西の里出張所、北広島団地住民センター連絡所、エルфинパーク市民サービスコーナー)

1 予算の執行

予算の執行については、主として提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書との数値の照合、現金及び準公金の取り扱いを対象として、関係書類を検査した結果、特に指摘すべき事項はみられなかった。

2 収入事務

収入に関する事務については、主として使用料、手数料、補助金、委託金、財産収入、寄附金及び霊園使用料を対象として、調定書、補助金等交付申請書等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

3 支出事務

支出に関する事務については、主として報酬、報償費、旅費、契約、負担金、補助金及び交付金の支出を対象として、支出負担行為書、支出命令書、出勤簿、旅行命令簿、契約の施行決定書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部指摘事項が見受けられた。

《部長宛て指摘事項》

- (1) 委託業務契約書に仕様書が添付されていないものが見受けられた。 《環境課》
- (2) 公印使用していないにも関わらず、公印承認欄に押印しているものが見受けられた。 《環境課》

4 財産管理事務

財産に関する事務については、主として物品の管理状況、公有財産の貸付状況を対象として、備品台帳、公有財産の貸付申請書及び郵便切手類受払台帳等の関係書類を検査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

保健福祉部

(福祉課(臨時特別給付担当含む)、福祉総合相談室、ワクチン接種調整担当、健康推進課、高齢者支援課(介護保険会計含む)、保険年金課(国保会計、後期高齢者医療会計含む))

1 予算の執行

予算の執行については、主として提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書との数値の照合、現金及び準公金の取り扱いを対象として、関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部指摘事項が見受けられた。

《部長宛て指摘事項》

各種契約事務において、見積合せの執行は予算執行の一連の手続きと解され、年度開始前にできないが、年度開始前に見積合せの執行を行っているものが見受けられた。

《健康推進課》

2 収入事務

収入に関する事務については、主として使用料、手数料、補助金、委託金、財産収入、寄附金、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を対象として、調定書、補助金等交付申請書等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

《部長宛て指摘事項》

不納欠損の決定において、決裁権者に誤りが見受けられた。

(部長決裁を課長決裁としている。)

《福祉課》

3 支出事務

支出に関する事務については、主として報酬、報償費、旅費、契約、補助金及び交付金の支出を対象として、支出負担行為書、支出命令書、出勤簿、旅行命令簿、契約の施行決定書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部指摘事項が見受けられた。

《部長宛て指摘事項》

(1) 委託業務契約書に仕様書が添付されていないものが見受けられた。

《高齢者支援課》

(2) 委託業務契約の支出命令の決裁権者に誤りが見受けられた。

(200万円以上の支払は部長だが課長決裁としている。) 《保険年金課》

(3) 各種契約事務において、郵便入札（見積合せ）で、入札（見積）依頼通知文に、代理人の委任状の書式や記載例の文書を合わせて送付していることで、必要がない委任状が提出されているものなどが見受けられた。 《健康推進課》

(4) 公印承認を受けずに、公印を使用しているのが見受けられた。

《臨時特別給付金担当》

(5) 電子公印使用承認依頼等の手続きを行わずに、電子公印を使用しているのが見受けられた。 《臨時特別給付金担当》

4 財産管理事務

財産に関する事務については、主として基金の管理状況、物品の管理状況を対象として、備品台帳、郵便切手類受払台帳等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

建設部

(庶務課、都市整備課、建築課(参事含む)、土木事務所)

1 予算の執行

予算の執行については、主として提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書との数値の照合、現金及び準公金の取り扱いを対象として、関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部指摘事項が見受けられた。

《部長宛て指摘事項》

委託業務契約事務において、見積合せの執行は予算執行の一連の手続きと解され、年度開始前にできないが、年度開始前に見積合せの執行を行っているもの
が見受けられた。

《土木事務所》

2 収入事務

収入に関する事務については、主として使用料、手数料、補助金、財産収入、寄附金及び諸収入を対象として、調定書、補助金等交付申請書等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

3 支出事務

支出に関する事務については、主として報酬、報償費、旅費、契約、補助金及び交付金の支出を対象として、支出負担行為書、支出命令書、出勤簿、旅行命令簿、契約の施行決定書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部指摘事項が見受けられた。

《部長宛て指摘事項》

- (1) 委託業務契約事務において、契約書に仕様書が添付されていないものが見受けられた。
《土木事務所》
- (2) 委託業務契約事務において、受託者から業務着手届、業務処理責任者通知が未提出のものが見受けられた。
《土木事務所》
- (3) 公印承認を受けずに、公印を使用しているのが見受けられた。
《建築課》

4 財産管理事務

財産に関する事務については、主として基金の管理状況、物品の管理状況を対象として、備品台帳、公有財産の貸付申請書及び郵便切手類受払台帳等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

教 育 部

(教育総務課、学校教育課、教育支援課、社会教育課(中央公民館、西の里公民館含む)、文化課、エコミュージアセンター(参事含む)、学校給食センター(参事含む)、図書館(参事含む)、双葉小学校、西の里小学校、広葉中学校、大曲中学校)

1 予算の執行

予算の執行については、主として提出された「歳入及び歳出予算執行状況表（明細）」と他の調書との数値の照合、現金及び準公金の取り扱いを対象として、関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部指摘事項が見受けられた。

《部長宛て指摘事項》

委託業務契約事務において、見積合せの執行は予算執行の一連の手続きと解され、年度開始前にできないが、年度開始前に見積合せの執行を行っているものが見受けられた。
《学校給食センター》《文化課》

2 収入事務

収入に関する事務については、主として使用料、補助金、財産収入及び寄附金を対象として、調定書、補助金等交付申請書等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部指摘事項が見受けられた。

《部長宛て指摘事項》

公有財産貸付料において、納付書の送付忘れにより、契約書に記載された納期限（令和4年4月30日）までに納付されていないものが見受けられた。
《文化課》

3 支出事務

支出に関する事務については、主として報酬、報償費、旅費、交際費、契約、補助金及び交付金の支出を対象として、支出負担行為書、支出命令書、出勤簿、旅行命令簿、現金出納簿、契約の施行決定書及び補助金等交付決定書等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部指摘事項が見受けられた。

《部長宛て指摘事項》

- (1) 公印承認を受けずに、公印を使用しているのが見受けられた。
《教育総務課》《文化課》
- (2) 各種契約事務において、郵便入札（見積合せ）で、入札（見積）依頼通知文に、代理人の委任状の書式や記載例の文書を合わせて送付していることで、必要がない委任状が提出されているものなどが見受けられた。
《学校教育課》
- (3) 補助金の支払において、概算払い申請書に記載している金額（誤り）と請求書の金額が違うにもかかわらず、申請書の訂正等を行わずに請求書の金額で支払いをしているものがあった。
《教育支援課》
- (4) 令和3年度の補助金等において、令和4年3月31日までに補助金等の額が確定しない場合は、3月31日までに履行確認を行い報告することとされているが、額の確定が4月以降であったにもかかわらず、「履行確認」を行っていないものが見受けられた。
《学校教育課》《文化課》

4 財産管理事務

財産に関する事務については、主として基金の管理状況、物品の管理状況を対象として、備品台帳、郵便切手類受払台帳、毒物及び劇物管理台帳、消防計画等の関係書類を検査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

5 その他

《部長宛て指摘事項》

所属長が休暇等により不在にもかかわらず、運転日報兼旅行命令簿の運行承認、旅行命令、車両管理者欄、運行前、運行後アルコールチェック欄に所属長の承認印が押印されているケースが多数見受けられた。 《学校給食センター》

6 学校監査(双葉小学校、西の里小学校、広葉中学校、大曲中学校)

定例監査の結果、財務に関する事務事業については、概ね適正に執行されているものと認められたが、次の点について早急な取り組みを望みます。

(1) 毒物・劇物の管理状況

各学校において現在実験等で使用しない種類のものが、多く保管されている。

安全管理の面からも、今後使用見込がない一般薬品・毒物及び劇物について調査等を行い、計画的に廃棄処分を行うなど、適切な管理に努められたい。